

大阪市告示第1208号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年9月1日（月）から 同月2日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年9月4日（木）から 同月5日（金）まで	
	令和7年9月8日（月）から 同月9日（火）まで	
	令和7年9月11日（木）から 同月12日（金）まで	
	令和7年9月16日（火）から	
	令和7年9月18日（木）から 同月19日（金）まで	
	令和7年9月22日（月）から	
	令和7年9月25日（木）から 同月26日（金）まで	
	令和7年9月29日（月）から 同月30日（火）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）